

大きな転換期となる令和7年、強固な経営の軸をもって臨もう

令和7年度予算案の審議が大詰めを迎えています。介護分野では、前号でお伝えした「1人あたり5.4万円」の補助金が含まれる令和6年度補正予算が大きな話題となりましたが、今国会で審議されている本予算についてもテクノロジー導入や生産性向上の推進、人材確保のための諸方策等、重要なものが多数含まれています。

また、令和7年度には次期介護保険制度改正に向けた課題整理が本格的に行われる予定であり、「給付と負担」の見直しについてはもちろん、人口減少や地域差を踏まえた「2040年」に向けた議論も併行して行われることとなります。制度・政策の方向性が大きく動いていく重要な1年になることは間違いありません。

そのような転換期にあって、私たち介護事業者が国会審議や各府省庁の審議会での議論の内容と進捗をしっかりと把握し、予測される未来に備えていくことは、利用者や従事者を守るという点からも非常に重要です。時代の波に翻弄されることなく、強固な軸を持った経営を行っていくために、情報の価値はますます高まります。直近の動向をタイムリーにお伝えする本誌を通じて、皆さまの事業推進の一助となれましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

02

R7予算案は社保費
5,585億円増となる
過去最大規模

03

2040年に向けた諸
課題と今後の議論に
係る論点を整理

05

「1人あたり5.4万
円の一時金」につい
て実施要綱を発出

- ・ 制度改正議論を視野に、2040年に向けた課題整理を開始
- ・ 訪問介護の実態やテクノロジーのランニングコスト等を調査

COLUMN

「2040」への挑戦は、我が国における地域
戦略そのもの～心ある事業者たちへの後押しを

R 7 予算案は社保費 5,585 億円増となる過去最大規模

政府

政府は令和6年12月27日、令和7年度予算案を閣議決定。令和7年1月24日から行われている通常国会で審議を重ねています。

今回の予算案では、一般会計総額は6年度当初予算から2兆 9,698 億円増の115兆 5,415 億円となり、過去最大を更新。このうち厚生労働省分としては、34兆 2,904 億円(一般会計)を計上。介護に係る施策分は3兆 7,374 億円となっています。

その重点事項として厚生労働省は、「少子高齢化・人口減少時代にあっても、○今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、○持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、予算措置を行う」と掲げ、▽Ⅰ. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築、▽Ⅱ. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進、▽Ⅲ. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現の3つの柱だてにより予算案を構成。

介護に関する項目では、▽介護テクノロジー導入支援事業(地域医療介護総合確保基金 97 億円の内数)、▽介護生産性向上推進総合事業(ワンストップ型の相談支援)(同)、▽介護事業所における生産性向上推進事業(セミナー実施やデジタル人材養成等)(1.3 億円)、▽地域医療介護総合確保基金による介護従事者確保(97 億円)、▽介護職員等処遇改善加算等の取得促進事業(2.2 億円)、▽ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化(50億円)などを記載しています。

▽財務省でも来年度予算案について議論、「給付と負担」の考え方を反映する方針を確認

国会審議が進むなか、財務省でも2月13日に財政制度等審議会・財政制度分科会を開き、令和7年度予算等について審議しています。

令和7年度予算案においては、骨太方針で示された歳出の目安に沿って「経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続する中で、重要な政策に重点化」することをポイントとして整理。社会保障関係費については人口構造の変化に伴う増分に、年金スライド分や保育給付の上振れ相当分(令和6年度人事院勧告の影響)を上乗せ(+2,500 億円程度)し、前年度比で約 5,600 億円増の 38.3 兆円となるとした上で、「実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現」としています。

その方策として、同審議会が示した「令和7年度予算の編成等に関する建議」の令和7年度予算等への反映状況について資料を提示。介護については、「改革工程に基づき、給付と負担の在り方の不断の見直しの観点から、利用者負担が2割となる『一定以上所得』の判断基準の見直しや、ケアマネジメントに関する給付の在り方や軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等について、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に(令和8年度予算編成過程等において)検討を行い、結論を得る」との方針を予算案において踏まえていることを報告しました。

制度改正議論を視野に、2040 年に向けた課題整理を開始

厚生労働省・「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

厚生労働省は1月9日、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の初会合を開催しました。

同検討会について事務局となる厚生労働省は、「2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要があるとともに、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要があることを踏まえ、年内に予定される社会保障審議会・介護保険部会での本格的議論を前に新たに設置されたもの」としています。

当日示された議論のテーマは、①人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制、②介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上、③雇用管理・職場環境改善など経営の支援、④介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケアの4つ。同検討会ではこれらのテーマに基づき、2月に先進的な取組を行う自治体や事業者等へのヒアリングと議論を2回行っており、春頃を目途に論点整理と対策の方向性の検討及び高齢者施策にかかる中間とりまとめを行うとしています。その後、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途に最終とりまとめを介護保険部会へ報告する予定です。

動向解説

審議会レポート

03

2040年に向けた諸課題と今後の議論に係る論点を整理

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は、2月20日に社会保障審議会・介護保険部会を開催。今後の介護保険制度改正議論に向けて、「地域包括ケアシステムの推進、相談支援、認知症施策の推進について」の課題と論点を整理しました。

事務局が示した資料では、検討の視点として、数的ピークとともにとりわけ85歳以上が増加する高齢化の進展（中重度要介護、認知症、独居の高齢者の増加）、生産年齢人口の減少（介護人材の確保・定着に課題）をあげるとともに、地域ごとに人口減少スピードが異なること等から介護需要の変化にも地域差があることを指摘。「まずは第10期介護保険事業計画や、65歳以上の高齢者が全国的にピークを迎える2040年を念頭に、様々な諸課題について検討する」としました。

その上で、地域包括ケアシステムについて、2040年に向けて、▽医療・介護（医療介護連携）、介護予防・生活支援に関しては、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で検討の上、同部会に報告し、議論すること、▽住まいに関しては、次回以降の同部会において議論することを示しました。

また、「相談支援」は、医療・介護、介護予防・生活支援、住まいなど様々な地域の関係者と利用者、また関係者同士をつなぐための入口となる重要な機能であるとして、どのような体制を構築していくかを同部会で検討するとしています。

その際の論点として整理された内容は、以下の通りです。（抜粋・要約）

- ①今後の人口減少・高齢化の進展と多様なニーズに対応した介護の提供・整備と地域包括ケアシステムの推進について
 - ✓ 医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進することが引き続き重要。2040年を見据え、地域における状況を踏まえつつ、地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要。
 - ✓ 地域包括ケアシステムについて、都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き重要であり、その機能強化を図っていく必要。
- ②地域包括ケアシステムにおける相談支援等の在り方について
（地域で求められる相談機能のあり方、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの役割分担について）

- ✓ 地域において必要な相談機能を確保するため、どのような方策を進めていくべきか。
- ✓ 居宅介護支援事業所(個別支援)、地域包括支援センター(地域全体の支援)の役割分担・取組を進めるための方策について、どのように考えるか。ケアマネジャーの法定業務以外の業務に関する協議の在り方について、どのように考えるか。

(居宅介護支援事業所の役割を踏まえたケアマネジャーの専門性の発揮)

- ✓ 今後の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに求められる専門性についてどのように考えるか。人材の確保、職責に見合う処遇の確保等のあり方、業務負担軽減(業務範囲の整理、ICTの活用等)、法定研修の在り方等についてどのように考えるか。

(地域包括支援センター及び地域ケア会議の在り方について)

- ✓ 医療・介護の連携、複雑化・複合化した課題への切れ目のない支援を行うための方策についてどう考えるか。
- ✓ その協議の場として、「地域ケア会議」が果たすべき役割についてどう考えるか。

(主任ケアマネジャーについて)

- ✓ 主任ケアマネジャーに期待される役割や、それが発揮されるための方策についてどのように考えるか。

③ 認知症施策の推進について

- ✓ 複合的な支援ニーズを抱える独居の認知症高齢者が増加することを踏まえ、独居の認知症高齢者が安全・安心に暮らすための生活支援、社会環境の整備にむけて、▽かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の連携強化、▽認知症高齢者を支援するネットワークの構築、▽医療・介護以外の地域の社会資源の確保・連携などについてどう考えるか。
- ✓ それらの関係機関や社会資源との連携をオーガナイズするための役割分担についてどう考えるか。
- ✓ 関係機関や必要となる社会資源について、新たに更新する認知症ケアパスにどのように位置づけていくべきか。

また同日は、要介護認定の認定審査期間についてもこれまでの議論を踏まえ、「認定審査期間及びその内の認定調査依頼から認定調査実施までに要する期間、保険者が主治医意見書を依頼してから入手するまでに要する期間、認定調査と主治医意見書が揃ってから介護認定審査会による二次判定に要する期間並びに認定審査期間が30日以内の割合について、保険者別に公表することとしてはどうか」とする案が示されています。

動向解説

審議会レポート

04

訪問介護の実態やテクノロジーのランニングコスト等を調査

厚生労働省・介護事業経営調査委員会

厚生労働省は1月30日に社会保障審議会・介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会を開き、「令和7年度介護事業経営概況調査」について調査票の案等を整理しました。

この調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に行われるもの。今回は令和5年度及び令和6年度の決算額について5月に調査を行うこととし、12月頃に結果の公表を予定しています。

調査内容としては、▽サービス提供の状況、▽居室・設備等の状況、▽職員配置や職員給与の状況、▽収入の状況、▽支出の状況など令和5年度介護事業経営実態調査の調査項目を基本とした上で、①「訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目(訪問系サービスについて、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を追加)」、②「介護テクノロジーの導入状況に関する項目(介護ロボットやICT等の介護テク

ノロジーについて、その導入状況を把握するための調査項目を追加するとともに、保守・点検等のランニングコストとして金額を記載する欄を追加する)の2点をはじめとする必要な見直しを行うとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目及び財務活動等による支出の項目について、現時点では調査で把握する必要性が必ずしも高くない項目を見直すことにより、記入者負担の軽減を図るとしました。

▽次期改定に向けて医療機関との連携状況やテクノロジー加算の影響調査を実施

経営調査委員会での審議を踏まえ、厚生労働省は2月13日に社会保障審議会・介護給付費分科会を開催。「令和7年度介護事業経営概況調査」について改めて審議を行いました。

また同日は、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の進め方及び実施内容について」が議題にあがりました。

この調査は、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえて、令和6年度の介護報酬改定の効果検証や、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的とするもので、介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査項目・内容等を介護給付費分科会で議論、決定されることとなっています。

今回示されたテーマは、▽(1)高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業、▽(2)令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目及びLIFEを活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業に関する調査研究事業、▽(3)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業、▽(4)介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業の4本です。

このうち、(1)では「高齢者施設等と医療機関の実効性のある連携体制の検証」や「感染症への対応力の検証」の考え方に鑑み、▽協定締結医療機関との連携状況や▽地域における医療・介護連携の状況、▽自治体における施設等と医療機関との連携状況の把握や支援の状況について、(2)では前回改定におけるLIFEの見直し項目による効果のほか、▽LIFE関連加算算定事業所におけるLIFEの利活用の実態・課題、▽LIFE関連加算未算定事業所におけるLIFE導入への課題等について調査するとしています。また、(4)ではテクノロジー関連の加算や人員基準緩和等を算定している事業所から、前後の変化を調査することとしており、さらなる加算の活用に向けたエビデンスとしたい考えです。

これらについて今後、▽3~4月頃に仕様書を作成の上、受託機関を決定、▽5~6月頃、調査票の作成(7~8月頃、決定)、▽8~9月頃、調査実施となり、10月から年明けまで集計~分析・検証を経て、来年2~3月頃に結果の評価と報告がされる予定です。

動向解説

05

「1人あたり5.4万円の一時金」について実施要綱を発出

厚生労働省

厚生労働省は2月7日、各都道府県知事宛に令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について通知を発出、要綱を示しました。

ここでは、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的に、都道府県を主体に実施すると記載。対象となる事業所は、介護職員等処遇改善加算(I、II、III又はIVに限る。)を算定しており、かつ▽(1)介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化、▽(2)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)、▽(3)業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組のいずれかを実施していなければならないとしています。訪問看護や居宅介護支援事業所等は対象外とされました。

補助額については「一月当たりの介護総報酬×サービス累計別交付率」とし、標準的な職員配置の事業所で、常勤の介護職員一人当たり5万4千円相当の補助を実施するために必要な割合から算出したとしています。

補助対象となる経費については、▽(1)職場環境改善経費(介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等の取組実施のための研修費等)と▽(2)人件費(補助額に相当する介護職員等の人件費の改善)の2種類を示し、介護テクノロジー等の機器購入費用等に充てることはできないとしました。

当該補助を受けようとする事業者は、計画書や実績報告書等を都道府県知事宛に届け出ることとされており、来年度の処遇改善加算の計画書などと一体化した申請様式についてもあわせて提示しています。

▽一時金の支給等に係るQ&Aを発出、採用費への支出は不可

要綱の発出を踏まえ、厚生労働省は2月18日に介護人材確保・職場環境改善等事業に関するQ&Aを発出しました。

ここでは、当該事業による補助金の使途等について、以下のようなことが記載されています。

- ✓ 人件費の改善に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能。
- ✓ 同一事業所において雇用する者であれば、介護職員以外も含め、すべて(人件費の改善の)対象とすることが可能。
- ✓ 法人本部の職員については、対象サービス事業所等の業務を行っているとは判断できる場合には含めることが可。
- ✓ 配分ルールは特になし。
- ✓ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)を基準月(令和6年12月を基本)において算定していることが条件。(※Ⅴは不可、7年度からの算定に向けた体制届け出が必要。)
- ✓ 介護助手等を募集するための経費は可。介護助手に類する者(介護補助者、介護サポーター等)も可だが、一般の介護職員を募集するための経費に充てることは不可。
- ✓ 法人単位での計画書作成は可、補助金の申請は事業所が所在する都道府県ごとに行うこと。

▽補助金の実施に絡み、処遇改善加算の要件厳格化を先送り

また、厚生労働省は「介護人材確保・職場環境改善等事業」の実施に絡み、2月10日に事務連絡を発出。令和7年度から予定していた介護職員等処遇改善加算の要件の厳格化について先送りする意向を示しています。

ここでは、介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進に向けて令和7年度中は経過措置期間を設けることとし、▽キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ及び職場環境等要件について誓約により令和7年度当初から要件を満たしたことから差し支えないこと、▽介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することについて明記されています。また、様式の可変媒体は別途、厚生労働省の「介護職員の処遇改善」のページに掲載予定であるとしています。



「2040」への挑戦は、我が国における地域戦略そのもの ～心ある事業者たちへの後押しを

ご縁があり、長崎県の西海市を訪れる機会がありました。西海市は西彼杵半島の北部に位置し、三方を五島灘、佐世保湾、大村湾に囲まれており、人口は年々減少して2万5千人を下回っています。高齢化率は40.1%、後期高齢化率も22.7%(いずれも令和7年1月時点)。長崎市や佐世保市と隣接しており、いわゆる「人口減少地域」に当てはまると言えます。

人口が減少しているとはいえ、高齢化率からも、要介護ニーズは決して少なくありません。複数の介護施設・事

業所が点在しており、いずれも年月をかけて地域に根差した事業を展開されています。

しかし、その経営にはやはり少なくない課題が横たわっていると云わざるを得ません。まず何よりも働き手の不足は深刻で、前述したように一定の都市部と隣接していることもあり、そもそも人口の流出があるでしょうし、市内に若年層を引き留める目ぼしい商業施設なども見当たりません。各産業で働き手の高齢化が進み、何とかして地域に人を呼び込まなければ、介護事業はもちろん、地域そのものの持続可能性が危ぶまれる恐れすらあるように感じます。とはいえ高齢者にとって暮らしやすい環境が整っているかといえどそうとも言えず、買い物や移動の支援も目の前の課題として存在するようでした。

社会資源も限られています。高齢者の暮らしを支える介護施設・事業所では当然、突発的な医療ニーズに対応しなければならないケースが発生しますが、救急搬送する先(医療機関)も近場で確保できるわけではなく、伺った事業所の事例では佐世保市までヘリコプターで搬送するというのも現実的に考えなければならないようでした。

また、情報を得る機会も十分ではないようで、例えばコロナ禍以降の感染症対策について、どのように弾力化させるかの目安やノウハウが浸透できておらず、感染の発生を警戒するあまり、稼働率にまで影響してしまっているようなケースも見られました。

こうした問題は、決して西海市に限ったことではありません。東京やその他の大都市、あるいは県庁所在地など地方都市を除けば、全国各地で大なり小なり起きている現実です。人口動態を踏まえれば避けられないこれらのことを思えば、今号の本誌で取り上げた2040年に向けた国の検討は、我が国における「地域」をいかに維持していくかという現実的かつ究極的な問いかけに真っ向から向き合うものということができるとは思えないのでしょうか。

西海市の場合では幸運なことに、「西海市を何とかしなければ」という志をもった事業者が複数いらっしゃり、かつ、全国でも先進的な取組の実践者がその中核となってネットワーク構築に挑んでいるという「希望」がありました。事業者グループの連携により、移住者の受入れや共同での人材募集、情報共有の機会や経営への助言等、多岐にわたるアプローチが展開されています。極論を言うならば、行政も巻き込みながら、こうした事業者(及びその連携)をいかに(継続的・長期的に)後押ししていくかということこそが、「2040」に向けたひとつの回答になるような気がしてなりません。

まさにこれからの「地域戦略づくり」そのものというべき「2040」への挑戦については、本誌でも引き続き注目してまいりたいと思います。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明

✉t-amano@simwelman.com

 Satisfaction of Innovative Management
シムコンサルティンググループ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

